

居宅介護支援重要事項説明書

[2024 年 04 月 01日 現在]

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団シャローム
代表者氏名	理事長 鋤柄 稔
本社所在地	埼玉県東松山市大字松山1496番地
法人設立年月日	平成6年10月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護支援事業所シャローム
介護保険指定事業者番号	1163390036
事業所所在地	埼玉県東松山市大字松山1496番地
電話番号	0493-25-3141
FAX番号	0493-23-0035
通常の事業の実施地域	東松山市・吉見町 (地域以外の方はご相談ください)
開設年月日	平成12年4月1日

(2) 運営の方針

- 1) 利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活ができるように援助を行います。
- 2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス、地域包括支援センターとの綿密な連携をとり、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤
管理者(介護支援専門員兼務)	介護福祉士	1名	
介護支援専門員	介護福祉士	2名	1名
介護支援専門員	看護師	1名	
事務職員		1名	

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	月曜日から金曜日 9:00~17:00 土曜日9:00~12:00 ※日曜、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)、夏季(8/13~8/15)は休業とさせていただきます

(5) 緊急時の連絡先 0493-25-3141

※営業時間外は携帯電話に転送されます

3 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護(要支援)認定申請に係る援助
- (3) 市町村や居宅サービス事業者との連絡調整
- (4) 居宅サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の再評価

4 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者は、利用するサービスについて複数の事業所の紹介を求めることができます。
- (2) 利用者は、事業所を計画に位置付けた理由について説明を求めることができます。
- (3) 前6か月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」がそれぞれ位置付けされた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられたそれぞれの回数の中に同一の居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合を別紙資料(特定事業所集中減算チェック一覧表)により説明いたします。

※利用者の意思や状態を把握し、利用者が適切な支援を受けられるようケアプランの作成を行います。

5 医療機関との連携

- (1) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先(医療機関)に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えて下さい。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。

6 利用料金

(1) 居宅介護支援サービスの利用料金(基本料金及び加算料金)

	項目	単位数	料金(1単位 10.42円)
基本 料金	居宅介護支援費(要介護1・2)	1,086単位/月	11,316円/月
	居宅介護支援費(要介護3・4・5)	1,411単位/月	14,702円/月
加算 料金	初回加算	300単位/月	3,126円/月
	特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月	4,386円/月
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	2,605円/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	2,084円/月
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位/回	4,689円/回
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位/回	6,252円/回
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位/回	6,252円/回
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位/回	7,815円/回
	退院・退所加算(Ⅲ)	900単位/回	9,378円/回
	ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	4,168円/月
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回	2,084円/回
	通院時情報連携加算	50単位/月	521円/月

※基本料金・加算料金とも、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合は全額自己負担になります。

その際は、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域の場合は無料です。それ以外の場合は、下記の交通をお支払いいただきます。

- 実施地域を越えた地点から片道5キロメートル未満 250円
- 実施地域を越えた地点から片道5キロメートル以上10キロメートル未満 500円
- 実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 往復距離×30円/km

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

※契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合

要介護 1・2 11,316円 要介護 3・4・5 14,702円

※保険者(市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合、料金はかかりません。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者負担となります。)

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。ご不明な点は、何でもお尋ねください。

〔担 当〕 管理者 高橋 宣年

〔電話番号〕 0493-25-3141 (9:00~17:00)

〔FAX番号〕 0493-23-0035

(2) 当事業所以外に市町村等の窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

○東松山市役所 高齢介護課 (8:30~17:15 土・日・祝日は除く)〔電話番号〕 0493-23-2221

○吉見町役場 長寿福祉課(8:30~17:15 土・日・祝日は除く) 〔電話番号〕 0493-54-1511

○埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 〔電話番号〕 048-824-2568

(8:30~12:00、13:00~17:00 土・日・祝日は除く)